

Ⅳ 環境にやさしい防除法

1 普通作物

1) 病害虫の要防除水準

「要防除水準」とは、病害虫の発生状況を調査し、経済的な被害を防ぐために防除することが必要になる病害虫の発生状態をいう。

本県では下表の病害虫について要防除水準を設定している。

表1 水稻病害虫の要防除水準

病害虫名	調査時期	要 防 除 水 準
イネドロオイムシ	成虫発生盛期 卵塊発生盛期	○減収率0%を被害許容水準とした場合 成虫密度：100株当たり25頭程度 卵塊密度：100株当たり80個程度 (普及に移す技術第42号参照)
ツマグロヨコバイ	7月上～中旬 出穂期	○減収率5%を被害許容水準とした場合 すくい取り(20回振り)虫数 50頭 すくい取り(20回振り)虫数 1,500頭 ※虫数は成虫と老齢幼虫の合計値とする。 (普及に移す技術第73号参照)
イネミズゾウムシ	成虫侵入盛期 成虫侵入盛期の 5日後	○減収率5%を被害許容水準とした場合 (1)株当たり成虫密度 5月第2半旬移植 5.7頭/株 5月第4半旬移植 1.4頭/株 5月第6半旬移植 0.7頭/株 (2)被害葉率 5月第2半旬移植 56% 5月第4半旬移植 35% 5月第6半旬移植 18% ○他の減収率(0%、1%、3%)を被害許容水準として 要防除水準を設定することもできる。 (普及に移す技術第72号参照)
イネ紋枯病	出穂前(穂ばら み期) 収穫前	発病株率 (収量が5%以上の減収を想定して防除する場合) 「ひとめぼれ」 18% 「ササニシキ」 10% 「コシヒカリ」 29% (収量が3%以上の減収を想定して防除する場合) 「ひとめぼれ」 12% 「ササニシキ」 9% 「コシヒカリ」 18% (収量が1%以上の減収を想定して防除する場合) 「ひとめぼれ」 10% 「ササニシキ」 3% 「コシヒカリ」 14% 発病株率 (次の年の予防薬剤使用の目安) 40% (普及に移す技術第90号参照)

表2 だいず害虫の要防除水準

病害虫名	調査時期	要 防 除 水 準
ウコンノメイガ	8月第1半旬	○減収率5%を被害許容水準とした場合 葉巻率1.6%または1本当たり葉巻数1.3個 ○他の減収率(10%、15%、20%)を被害許容水準として 要防除水準を設定することもできる。 (普及に移す技術第90号参照)